

# 年金だより

## 平成12年度年金額は据置きに!

国民年金、厚生年金は物価上昇による年金の実質的な目減りを防ぐため、前年の物価変動に合わせて毎年年金額を見直す仕組みになっています。(完全物価スライド制といいます。)

平成11年全国消費者物価指数は前年と比べて0.3%下落しましたので、年金額は法律にしたがい平成12年4月分から自動的に0.3%下がることとなります。

しかしながら、現在の社会情勢により平成12年度限りの特例として年金額は据置きになりました。



## 年金の振込み通知書は年1回6月に発行されます

国民年金、厚生年金、船員保険の年金受給者への年金は支払月(偶数月)の15日に希望した銀行などの預金口座に振り込まれます。振込通知書は年1回毎年6月だけの発行で、翌年4月までの支払日と金額が記載されています。

ただし、年金の支払額に変更があったときや、受け取り先の金融機関を変更されたときなどにはそのつど通知されます。

なお、郵便局で現金受け取りをされている方には支払のつど、支払通知書が送付されます。

## 「かたり調査」にご注意を!

### 10月1日に国勢調査を実施します

(総務庁)

9月下旬から10月上旬の間、「国勢調査員証」を持った調査員が世帯を訪問し、調査票の配布と取り集めをします。

国勢調査と称して、家族構成や会社の従業員の名前を電話で照会する「かたり調査」にご注意ください。



2000 国勢調査

## 県が制定

### 「土砂等の埋立て等に関する指導指針」

6月1日施行

建設現場などから発生する建設残土に関して、県では「残土条例」を制定し、有害物質を含んだ土砂等の埋立てによる土壌・地下水の汚染や、埋立てにより土砂崩れなどの災害の防止に取り組んできました。

さらに、埋立て区域の面積が3km<sup>2</sup>以上の埋立てについては、県において、残土の埋立てに伴う住民不安を解消するため、「土砂等の埋立て等に関する指導指針」を制定しました。

この指導指針では、土砂等の埋立てを行う事業者は、県条例に基づく許可申請を県に提出する前に、

◆ 地域住民に対して計画概要や環境保全上の留意点の説明会

の開催  
◆ 関係市町村に対して計画概要や地域住民への説明会の実施状況等の説明  
などを行うことが必要です。

このほか、事業者は、関係市町村長や地域住民の代表者から環境保全のために守らなければならない事項について、協定を結ぶ申し出があった場合は、協定の締結に努めなければなりません。

なお、許可申請にあたっては、説明会などの実施状況報告書を添付することとなります。

※問い合わせ先  
千葉県環境生活部 産業廃棄物課  
☎043-122312641

## 農業所得者の皆様へ

平成12年分所得税の確定申告、または、平成13年度分住民税の申告から、従来の農業所得標準が廃止されます。

原則として収支計算による確定申告が必要となりますが、当分の間は、「経費標準」を使って所得

金額を算定することもできます。

※問い合わせ先は、東金税務署  
(☎0475-15213121)  
又は役場税務課  
(☎82-8805)へ。